

令和元年5月

防犯 パトロールマニュアル



西東京市

危機管理室（防犯）

《西東京市犯罪のない安全なまちづくりに向けて》

近年、様々な社会的要因等を背景に各種犯罪が悪質、巧妙化、組織化、凶悪化の一途をたどっています。

市では、平成 16 年 4 月に「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」を制定し、警察と市民の皆さんと協力して、誰もが安心して暮らすことができる犯罪のない安全な街づくりを推進しています。子どもたちをはじめとする地域の皆さんが安全で安心して暮らせる街づくりを推進していくためには、地域各人の底力が必要不可欠であり「自分たちのまちを自分たちで守る」という住民連帯意識を深めながら一致団結して「無理せず、気長に、できることを、自分のスタイルで！」防犯活動をするのが大切です。

犯罪発生を防ぎ、犯罪に遭わないためにも「子ども安全ボランティア活動」や「地域安全パトロール」を地域ぐるみ、街ぐるみで活動をしましょう。

このマニュアルは、市民の皆さんがパトロールを実施するうえでの防犯パトロールの方法、着眼点、留意事項等について簡潔に紹介いたしましたので、御活用いただければ幸いです。



西東京市危機管理室

《目 次》

1 防犯パトロール	1
(1) 防犯パトロールの目的	1
(2) 効果	1
(3) 活動イメージ	2
2 防犯パトロールの準備	3
(1) 服装・携行品	3
(2) 他機関との連携等	4
3 防犯パトロール方法 10 箇条	4
(1) 必ず防犯腕章等を着用して複数で実施！	4
(2) 徒歩又は自転車で実施！	5
(3) あいさつ・声かけを実施！	5
(4) 不審者（車）や犯罪を目撃したら「迷わず 110 番！」	6
(5) 「子ども」には特に「注意と関心」をもって実施！	7
(6) 女性やお年寄りも注意を呼び掛けて実施！	8
(7) 危険・無理な行為はしないように実施！	8
(8) 防犯パトロールをアピールして実施！	8
(9) 注意事項！	9
(10) 地域安全連絡会への協力	10
4 防犯関係部署	10

1 防犯パトロール



(1) パトロールの目的

- 子どもたちをはじめとする地域の皆さんが安全で安心して暮らせる街づくりを推進することによって、犯罪の被害から生命、身体、財産を守るため。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民連帯意識を深め、防犯パトロール活動によって、「安全・安心」に関心を持つ。
- パトロールに参加することで、地域の連帯感を醸成する。
- 地域の連帯感を深めてパトロールする「地域の目」を光らせることによって、犯罪者の侵入を未然に防止する。

(2) 効果

- 犯罪者への抑止効果
- 地域の犯罪が起りやすい場所（危険な場所=入りやすく、見えにくい場所）の発見
- 地域住民同士の共通意識（地域内で犯罪を発生させない）が持てる
- 地域の住民連帯意識が高揚する
- 子どもたちへの安全呼びかけによって、コミュニケーションが図れる。
- 自衛意識が高まる
- 自分の住んでいる地域が好きになる



(3) 活動イメージ

- 「無理せず！」
無理をする活動は必ず長続きはしません。
地域の実情や個人事情に応じて、無理の無い自然体で行いましょう。
 - 「気長に！」
短期間ですぐ防犯パトロールの結果は出ません。
気長に、コツコツと防犯活動を継続することによって、地域内での防犯の輪が広がり、やがて住民連帯意識が生まれて犯罪発生を減少させることができます。
継続可能な方法で活動しましょう。
 - 「できることを！」
無理をしない範囲内で、自分のできる活動から始めましょう。自分が継続できる防犯活動を見つけましょう。
- 《活動事例》
- ・自宅前での登校、下校する児童へのあいさつ活動
 - ・自宅前の植木に水をさしながらのご近所へのあいさつ活動
 - ・玄関先の清掃をしながらの児童への見守り、安全の声かけ
 - ・犬の散歩中の見守り
 - ・買物の行き帰りにおける見守り
（※注意：腕章着用時のパトロールは複数で行いましょう。）
- 「自分のスタイルで！」
自分なりの形で防犯活動に取り組みましょう。
- ★「無理せず、気長に、できることを、自分のスタイルで！」★

2 防犯パトロールの準備

(1) 服装・携行品

- 有事に備えて身軽で活動的な服装と活動しやすい運動靴で行なってください。
- 防犯活動用ジャンパー・防犯腕章・防犯ベスト・タスキ・帽子等を着用しましょう。
第三者から見て、防犯活動をしている状況がわかるような服装で、しかも身の安全を確保する意味でも、蛍光色の目立つ服装を着用し、受傷事故防止に努めましょう。
- 夜間パトロールは交通事故防止に万全を期するために携行資材等に反射テープ等を貼付しましょう。
- パトロールに必要な資器材等を下から検討してみましょう。
 - 防犯活動用ジャンパー 防犯腕章 防犯ベスト
 - タスキ 帽子 のぼり 赤色灯 提灯
 - ホイッスル（笛） 拍子木 携帯電話
 - 住宅地図 パトロール地図 パトロールメモ
- 筆記具を携行し、防犯パトロール中に犯罪が起こりやすい場所（危険な場所=入りやすくて見えにくい場所）、街路灯の電球切れ等を発見した際は、手帳やパトロールメモ等に記録し、防犯パトロール終了後にパトロール活動日誌に記録しておきましょう。
- 西東京市では、市内で防犯活動をしている団体、またはこれから自主的に防犯活動をはじめようとする団体を対象に防犯資器材等（腕章、懐中電灯など）購入経費の一部を補助します。
詳しくは、危機管理室まで電話などでお問い合わせください。



(2) 他機関との連携

- 警察との連携
日頃から管轄警察署との連携を図り、身近な犯罪情報を得て防犯パトロール方法に活かしましょう。
- 防犯パトロールコースの選定
地域は日々変化しています。常日頃から活動地域を見直し、パトロールコースがマンネリにならないように地域の実情に合わせてパトロールをしましょう。
パトロール人員に余裕がある場合は、地域を区分けして幅広くパトロールするのもよいでしょう。
パトロール時間を一定にせず、犯罪種別、発生時間等を分析してランダムにパトロールすると効果的です。

3 防犯パトロール方法 10 箇条

(1) 必ず防犯腕章等を着用して複数で実施！

防犯パトロール中は、地域の皆さんから誤解を招かないよう必ず防犯腕章や地域安全腕章等を着用し、複数でパトロールをしましょう。

複数で実施することにより、多くの目で地域を観察し、より多くの危険箇所などを発見できます。また、不審者や不審車両などを発見した際には、対象者（車両）の特徴を覚える役、警察への110番通報役などの役割分担ができ、緊急事態の現場が落ち着いて迅速に対応ができます。

犯罪者・不審者には腕章着用者のパトロール実施者の姿を見せつけて地域に寄せ付けない心理的圧迫感を植えつけましょう。

(2) 徒歩又は自転車で実施！

犯罪被害者の多くは徒歩や自転車での走行中です。防犯パトロールは、被害者と同じ視点に立って地域を見ることによって犯罪に遭いそうな危険な場所を発見することができます。



(3) あいさつ・声かけを実施！

「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」！気を付けて行ってらっしゃい」など、人は、あいさつをされると気持ちの良いものです。防犯パトロール中に地域の人々と会った際には積極的にあいさつをして地域住民の方々とのコミュニケーションを図りましょう。近所付き合いや、町内会などのパトロールを活性化させ、地域の連帯を深めて行くことで犯罪の起こりにくい街づくりにつながり、地域再生にもつながります。もし、犯罪者や不審者が地域内に侵入した際に、声かけすることによって犯罪者などに心理的圧迫感を植え付け、犯行を抑止することができます。

「地域の絆」が強くてネットワークが強ければ強いほど、犯罪者は地域に入って行けません。

犯罪者・不審者に「この街は地域に無関心だ。隣り近所とのコミュニケーションも無い」と思わせないためにも、地域で積極的に声かけ運動をしましょう。

「街の無関心さが犯罪を犯してしまう」ことのないよう地域住民一人ひとりが防犯に関心を持ち、犯罪の起こりにくい地域環境づくりを推進し、安心して暮らせる犯罪のない安全なまちづくりを推進しましょう。

(4) 不審者(車)や犯罪を目撃したら「迷わず 110 番！」

市民の皆さんには、警察官の法的権限はありません。不審者を発見した際は、迷わず 110 番通報をしましょう。一般加入電話で警察署や交番に通報するよりも 110 番通報が最も効率的です。

《携帯電話・PHS からの 110 番通報のポイント》

① こんな時は迷わずすぐに 110 番！

- ・ 同じ場所を繰り返し行き来しながら家屋内を覗いている不審者を見たとき
- ・ 道路脇や公園の陰など人目につきにくい場所に潜み、あるいはたむろしている不審者を見たとき
- ・ 車やバイクで同じ道路を行き来している不審車両を見たとき
- ・ けんかをしているのを見たとき
- ・ 人の悲鳴を聞いたとき
- ・ 刃物等の凶器を振り回しているのを見たとき
- ・ 不審者(車)を見たとき
- ・ ドロボウなどの被害にあったとき
- ・ 倒れている人や迷子を見たとき
- ・ 爆発音やけん銃の発射音を聞いたとき
- ・ 指名手配などの犯人を見たとき など



あなたが 110 番通報すると、無線指令により警察官が現場に急行し、犯人の検挙、事故の処理、被害者の保護などにあたります。

② 110 番通報の方法

- ア 局番なしで「110」をプッシュ。
- イ 事件や事故のあった場所や目標をお知らせください。
 - ・ 住居表示板

- 自動販売機の住所表示
- 電柱管理番号
- 交通標識の支柱番号（標識管理票の番号）
- 信号機の管理番号

③ 通報内容

- 何があったのか（ドロボウ、けんか、迷子、不審者等）
- いつ（何時何分ころ）
- どこで（住所や目標物など）
- 犯人、不審者、迷子
（性別、人相、服装、車両特徴、逃走方向など）
- 被害状況や目撃状況
- 通報者であるあなたの氏名、連絡先など

③ 110番通報後

警察官が現場に到着するまで、安全な場所で待機して到着警察官に状況を説明してください。

場合によっては事情聴取を受ける場合がありますが、その際は捜査にご協力をお願いします。

(5) 「子ども」には特に「注意と関心」をもって実施！

近年、子どもに対する犯罪が増え住民に大きな不安感を与えています。特に一人にいる子どもには注意深く見守り、「気をつけてね」[友達と一緒に行動してね]などと一声かけてください。

また、子どもに対する防犯パトロールを実施する場合は、小学校などの登下校時の時間帯では通学路を中心に、夕方・休日などでは児童公園など子どもたちが遊ぶ場所を中心にいきましょう。

子どもの後をつきまとう者や同じ場所を行き来する明らかに不審と認められる者や車両（バイクも含む）には十分注意し、場合によっては110番通報をしましょう。

もし、子どもが大声を出したり、防犯ブザーを鳴らして助けを求めている場合は、周囲に助けを求めるとともに直ちに110番通報して子どもを見守りましょ



(6) 女性やお年寄りも注意を呼びかけて実施！

女性やお年寄りにも、夜間や人通りの少ない道を歩いているのを見かけた場合は、痴漢やひったくりなどの被害に遭わないように声をかけましょう。

また、一人暮らしのお年寄りについては、防犯パトロール中に安否を確認するなどして地域で見守りましょう。

(7) 危険・無理な行為はしないように実施！

防犯・地域安全などの腕章を付けた市民を見て不審者（車）が逃走した場合は、無理に追いかけてりせず、直ちに110番通報してください。不慣れな対応をすると、自分自身だけでなく、他の市民の生命、身体、財産に危険を招くおそれがありますので十分注意しましょう。

(8) 防犯パトロールをアピールして実施！

防犯パトロールをしていることを住民の皆さんに知らせることによって、市民一人ひとりの防犯意識の高揚につながり、安心感や地域の連帯感など地域再生づくりが醸成され、良好な地域環境が保たれます。

また、犯罪を行おうとする者に防犯パトロールの姿を見せることによって、犯行を断念させ、また、継続パトロールをすることによって犯罪の起こりにくい安心して暮らせる犯罪のない安全なまちづくりが形成されます。

(9) 注意事項！

ア 交通事故に注意

防犯パトロールの際には、交通ルールを守り交通事故に遭わないように注意してください。

夜間パトロールの際は、白っぽい服装や反射テープ、反射鏡、懐中電灯などの装備資器材を十分活用し、運転者から見えやすい工夫をするよう心がけてください。

イ プライバシーを尊重して秘密を守る

防犯パトロールの際に知り得た個人情報は、決して外部に漏らさないようにしましょう。

また、パトロール中の写真撮影にも、個人のプライバシーの侵害にならないよう配慮しましょう。

ウ わからないことがあったら

防犯パトロールの注意点や地域で発生する犯罪の抑止方法等、わからないことや聞きたいことがある場合は、管轄する警察署（防犯係）、受持ちの交番・駐在所、市（防犯担当）に相談してください。



(10) 地域安全連絡会への協力



地域の子どもを見守るために、市内各小学校単位では「地域安全連絡会」を発足して子どもの安全確保・見守り活動を実施しています。

地域の皆様の参加を得て一緒に子どもの安全を見守りましょう。



4 防犯関係部署

(1) 田無警察署 防犯係

西東京市田無町五丁目 2 番 5 号

電話：(042)467-0110 (内 2612)

警視庁 HP： <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

URL： www.keishicho.metro.tokyo.jp/8/tanashi/

QR コード：「メールけいしちょう」



(2) 西東京市危機管理室（防犯）

西東京市中町一丁目 5 番 1 号 防災センター5 階

電話：(042)438-4010（直通）

西東京市 HP： <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

E-mail： kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp

QR コード：「安全・安心いーなメール」



< x Ɛ >